

# 宮崎県市町村合併支援プラン

平成 1 5 年 4 月制定

平成 1 6 年 1 0 月改定

平成 1 7 年 6 月改定

宮崎県市町村合併支援本部

## 目 次

第一	支援方針	1 趣旨	} . . . . . 1 頁
		2 支援対象	
		3 支援に関する基本的な考え方	
第二	支援プラン	1 人的支援 . . . . . 2 〃	
		2 財政的支援 . . . . . 3 〃	
		3 権限委譲、情報提供などその他の支援 . . . 4 〃	
第三	支援体制 . . . . .		5 〃
	(参考) 市町村合併支援本部体制等 . . . . .		6 〃

## 第一 支援方針

### 1 趣 旨

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、広域化する生活圏等に対応したまちづくりや地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化が求められており、市町村合併は、その実現を図る有効な手法である。

国の市町村合併支援本部では、平成13年8月30日に「市町村合併支援プラン」の策定等を行い、国の全省庁が連携して市町村合併に対する支援内容の充実を図っている。

宮崎縣市町村合併支援本部としては、国の支援プランの積極的な活用を図るとともに、本県独自の支援策を取りまとめ、市町村合併の検討及び合併市町村の新たなまちづくりを総合的に支援していくものとする。

### 2 支援対象

： 合併重点支援地域に指定した市町村  
（以下「合併重点支援地域」という。）

： 平成17年3月末までに知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村  
（以下「合併市町村」という。）

### 3 支援に関する基本的な考え方

#### (1) 合併重点支援地域に対する支援

国の「市町村合併支援プラン」等を活用し、人的、財政的支援など総合的な支援策を講ずる。

#### (2) 合併市町村に対する支援

国の「市町村合併支援プラン」の活用により、合併後の市町村のまちづくり等を積極的に支援する。

「市町村建設計画」に位置づけられた県事業の優先採択、重点投資、市町村事業に対する補助金、交付金等の優先採択に努める。

## 第二 支援プラン

### 1 人的支援

支 援 内 容	支援対象	
	合併重 点支援 地域	合併 市町村
<p><b>市町村合併アドバイザー事業</b> 合併協議会等の要請に応じ、県内外の有識者を県費負担により講師等として派遣する。</p>		
<p><b>研修会への県職員の派遣</b> 市町村、市町村議会、民間団体等の要請に応じ、県職員を講師として派遣する。</p>		
<p><b>合併協議会等への県職員の参画及び派遣</b> 関係市町村の要請に応じ、合併協議会に県職員を委員等として参画させるとともに、必要に応じて事務局に県職員を派遣する。</p>		
<p><b>合併市町村等と県との人事交流</b> 合併市町村等の要請に応じ、合併に向けての準備と合併後のまちづくりを支援するため、県との人事交流を推進する。</p>		
<p><b>市制施行に向けた助言等</b> 合併により市制施行を目指す町村に対して、福祉事務所の事業や都市計画事業等、市制施行に伴う新たな事務を円滑に処理することができるよう助言するとともに、講師の派遣など専門知識に関する研修等を積極的に支援する。</p>		

## 2 財政的支援

支 援 内 容	支援対象	
	合併重 点支援 地域	合併 市町村
<p><b>市町村合併支援交付金</b></p> <p>平成17年3月末までに知事に合併申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村が行う新たなまちづくり等を支援するため、「市町村建設計画」に位置づけられた事業等の実施に要する経費について交付金を交付する。</p> <p>(基本額) 5億円 + 1億円 × (合併関係市町村数 - 2)</p> <p>(交付限度額) 10億円</p> <p>(交付期間) 合併年度又はその翌年度から5年以内 ただし、電算システムの統合等のため必要があると認められる場合は、合併を議決した年度及び合併年度までの期間を含む。</p> <p>(交付金の返還) 合併決議を行ったにもかかわらず合併に至らなかった場合は、交付金は返還されるものとする。</p>	( )	
<p><b>元気のいい地域づくり総合支援事業</b></p> <p>複数の市町村及び合併市町村等が自ら提案・実行する広域連携による取組など広域的波及効果のある事業に対して支援する。</p> <p>補助限度額：1億円（県の採択を受けた「元気のいい地域づくり計画」1件についての3か年度以内の総額）</p>		
<p><b>市町村振興資金貸付事業</b></p> <p>市町村の行う公共施設の整備事業に対し必要な資金を貸し付ける本事業において、合併市町村の事業を優先的に採択する。</p>		

### 3 権限移譲、情報提供などその他の支援

支 援 内 容	支援対象	
	合併重 点支援 地域	合併 市町村
<p><b>権限移譲の推進（市町村権限移譲推進事業）</b>            住民に身近な行政はできる限り市町村に委ねることを基本に、県の権限に属する事務について、市町村の希望に応じて市町村への権限移譲を積極的に推進する。なお、移譲に際しては、必要な財源措置（交付金制度の創設）を講ずるものとする。</p>		
<p><b>県が策定する各種計画における圏域等の見直し</b>            県が策定する各種計画における圏域や、県立高校の通学区域、警察署の管轄区域、県の出先機関の所管区域等について、合併市町村の意向等を踏まえ、行政の効率性、住民の利便性など、総合的な観点から見直しを図る。</p>		
<p><b>新市町村の広報</b>            新市町村をPRするため、県における広報活動等の機会を通じて、県内及び全国的に情報を発信する。</p>		

### 第三 支援体制

- 1 知事を本部長とする「宮崎県市町村合併支援本部」により、市町村合併を全庁的、総合的に支援する。
- 2 支庁、各農林振興局に設置した「地域市町村合併支援本部」により、地域の実情に応じた支援を行う。
- 3 「市町村合併相談コーナー」において、市町村合併に関する情報の提供や各種の相談に応じる。
- 4 合併協議会における「市町村建設計画」の策定に当たっては、全庁的に協力するものとする。
- 5 合併市町村における道路、農道、林道等の整備について、担当部局間の調整を図る「市町村合併支援道路等整備プロジェクトチーム」を設置し、合併市町村の一体化を支援する。

(参考)

平成17年4月1日現在

[本庁]

市町村合併支援本部

幹事会

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	出納長 総合政策本部長 総務部長 地域生活部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木部長 企業局長 教育長 警察本部長

区 分	職 名
幹事長	地域生活部次長 (地域政策担当)
幹 事	総合政策課長 広報企画監 総務課長 行政経営課長 生活・文化課長 市町村課長 地域振興課長 市町村合併支援室長 福祉保健課長 環境森林課長 商工政策課長 農政企画課長 管理課長 会計課長 企業局総務課長 教育庁総務課長 警察本部警務課長

事務局 (市町村合併支援コーナー)

地域生活部 市町村合併支援室

Tel:0985-26-7546 Fax:0985-27-7919

[http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/gappei/gappei\\_info/index.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/gappei/gappei_info/index.html)

E-mail : shichosongappei@pref.miyazaki.lg.jp

[ 各地域 ]

地域支援本部（市町村合併相談コーナー）

（ 印：地域本部長 ）

地域本部の名称	地域本部長及び地域本部員
<p>宮崎東諸県地域市町村合併支援本部</p> <p>[ 事務局 ]            中部農林振興局 総務課            Tel:0985-26-7278            Fax:0985-26-7319</p>	<p>中部農林振興局長            宮崎県税事務所長            中部福祉事務所長            中央保健所長            宮崎土木事務所長            高岡土木事務所長            宮崎教育事務所長</p>
<p>日南・串間地域市町村合併支援本部</p> <p>[ 事務局 ]            南那珂農林振興局 総務課            Tel:0987-23-4311            Fax:0987-23-1456</p>	<p>南那珂農林振興局長            日南県税事務所長            中部福祉事務所長            日南保健所長            日南商工労政事務所長            日南土木事務所長            串間土木事務所長            南那珂教育事務所長</p>
<p>都城北諸県地域市町村合併支援本部</p> <p>[ 事務局 ]            北諸県農林振興局 総務課            Tel:0986-23-4508            Fax:0986-22-7473</p>	<p>北諸県農林振興局長            都城県税事務所長            北・西諸県福祉事務所長            都城保健所長            都城商工労政事務所長            都城土木事務所長            北諸県教育事務所長</p>
<p>西諸地域市町村合併支援本部</p> <p>[ 事務局 ]            西諸県農林振興局 総務課            Tel:0984-23-3164            Fax:0984-22-7884</p>	<p>西諸県農林振興局長            小林県税事務所長            北・西諸県福祉事務所長            小林保健所長            都城商工労政事務所長            小林土木事務所長            西諸県教育事務所長</p>

地域本部の名称	地域本部長及び地域本部員
<p>西都児湯地域市町村合併支援本部</p> <p><b>[ 事務局 ]</b>  児湯農林振興局 総務課  Tel:0983-22-1362  Fax:0983-23-4446</p>	児湯農林振興局長 高鍋県税事務所長 児湯福祉事務所長 高鍋保健所長 西都土木事務所長 高鍋土木事務所長 児湯教育事務所長
<p>宮崎県北部地域市町村合併支援本部</p> <p><b>[ 事務局 ]</b>  東臼杵農林振興局 総務課  Tel:0982-32-6134  Fax:0982-35-5371</p>	東臼杵農林振興局長 日向県税事務所長 延岡県税事務所長 東臼杵福祉事務所長 日向保健所長 延岡保健所長 延岡商工労政事務所長 日向土木事務所長 延岡土木事務所長 東臼杵教育事務所長
<p>西臼杵地域市町村合併支援本部</p> <p><b>[ 事務局 ]</b>  西臼杵支庁 総務課  Tel:0982-72-2181  Fax:0982-72-3760</p>	西臼杵支庁長 西臼杵支庁次長（総括） 西臼杵支庁次長 （土木技術担当） 西臼杵支庁総務課長 西臼杵支庁福祉課長 西臼杵支庁農政水産課長 西臼杵支庁林務課長 西臼杵支庁土木課長 高千穂保健所長 延岡商工労政事務所長 西臼杵教育事務所長